

(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の骨子

1 条例の目的

区民、事業者、区が協力、連携して、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくりを推進することで、すべての人が年齢、性別、国籍、個人の能力等によってわけ隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的とする。

2 定義

(1) ユニバーサルデザインまちづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境をつくりあげるというユニバーサルデザインの理念に基づき、都市施設に関して、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし又は訪れることができるまちの実現を推進するための取組をいう。

(2) 都市施設^{※1}

建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設とする。

(3) 特定都市施設^{※1}

都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設とする。

(4) 整備基準

すべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有、管理、新設又は改修等(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して都市施設にする場合に限る。))しようとする者が判断するための項目、基準とする。

(※1 : 骨子の付属資料1「都市施設・特定都市施設・事前協議の対象施設の一覧」参照)

3 ユニバーサルデザインまちづくりに取組む各主体の役割

(1) 区民

区民は、ユニバーサルデザインまちづくりについて、理解を深め、相互に協力して推進するとともに、区のユニバーサルデザインまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 事業者

事業者は、ユニバーサルデザインまちづくりについて、理解を深め、積極的に推進するものとする。また、区のユニバーサルデザインまちづくりに関する施策に協力し、所有、管理、新設又は改修等しようとする都市施設を安全かつ円滑に利用させるための措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 区

ア 区は、区民及び事業者のユニバーサルデザインまちづくりの取組について、支援及び協力を行うものとする。

イ 区は、自ら所有又は管理する都市施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を率先して講じるよう努めるとともに、国及び都などに対して、整備基準に適合するよう要請するものとする。

4 ユニバーサルデザインまちづくりの推進

(1) 普及啓発

各主体は、ユニバーサルデザインまちづくりに関して理解を深めるとともに、知識の普及及び意識の啓発に取り組むものとする。

(2) 一体的推進

各主体は、相互に協力又は連携し、一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進するものとする。

5 整備基準への適合^{※2}

(1) 整備基準

都市施設を所有、管理、新設又は改修等をしようとする者(以下「施設所有者等」という。)は、都市施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(2) 整備基準のうち遵守事項

特定都市施設の新設又は改修等をしようとする者(以下「特定整備主」という。)は、当該新設又は改修等に係る部分について、整備基準のうち特に守るべき基準(以下「遵守事項」という。)に適合させなければならないものとする。(※2 :骨子の付属資料2「整備基準への適合(例示)」参照)

6 計画段階からの整備推進に向けた取組^{※3}

(1) 事前協議^{※1}

ア 特定都市施設のうち一定の種類、規模の施設を新設又は改修(建築物については、増築、改築又は用途変更(用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。)をいう。)しようとする者は、整備基準への適合に関して一定期間前までに区長に事前協議の申請をするものとする。
イ 区長は、事前協議の申請を受けた場合において、整備基準に適合しないと認めるとときは、当該協議の申請をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
ウ 区長は、事前協議の実施に当たり、ユニバーサルデザインまちづくりに識見を有する者の意見を聴くものとする。

(2) 届出

特定整備主は、設計内容の整備基準への適合状況に関して、工事に着手する日の一定期間前までに区長に届け出なければならないものとする。ただし、他の法令等により整備基準と同等以上の措置を講ずる場合((1)事前協議をしたものを除く。)はこの限りでないものとする。当該届出の内容の変更をするときは、当該変更部分の工事に着手する前までに区長に届け出なければならないものとする。

(3) 工事完了報告書

事前協議又は届出をした特定整備主は、工事を完了したときは、整備基準への適合状況に関して工事完了報告書を区長へ提出するものとする。

(4) 整備基準適合証

施設所有者等は、整備基準の項目の区分ごとのそれぞれの基準に適合させているときは、区長に当該項目に関する整備基準適合証の交付請求をすることができる。

区長は、整備基準の項目の区分ごとのそれぞれの基準に適合していると認めるときは、当該項目に関する整備基準適合証を交付するものとする。

(※1 : 骨子の付属資料1「都市施設・特定都市施設・事前協議の対象施設の一覧」参照)

(※3 : 骨子の付属資料3「計画段階からの整備推進に向けた取組の流れ」参照)

7 都市施設の整備

(1) 都市施設に関する調査

区長は、職員に都市施設の整備基準への適合状況について調査させることができる。

(2) 報告の徴収

区長は、特定整備主及び特定都市施設を所有又は管理する者(以下「特定整備主等」という。)に対し、当該特定都市施設に係る整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(3) 指導及び助言

区長は、特定整備主等に対して整備基準に適合させる措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(4) 勧告

区長は、特定整備主が事前協議又は届出を行わずに工事に着手したとき、工事完了報告を行わないとき、特定都市施設が遵守事項に適合しないとき、正当な理由なく整備基準に著しく適合しないときは、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴いたうえで、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(5) 公表

区長は、(4)の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に意見を述べる機会を与え、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴いたうえで、公表することができる。

(6) 既存特定都市施設の状況の把握等

現に存する特定都市施設を所有又は管理する者は、整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めるものとする。

区長は、この特定都市施設の所有者等に対し、指導及び助言をすることができる。

8 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

ユニバーサルデザインまちづくりの推進に関する意見を聴くため、区の附属機関として学識経験者、事業者、区民からなる新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置する。